藤田医科大学 学内 LAN セキュリティポリシー

1. 学内 LAN セキュリティ基本方針

藤田医科大学(以下、本学)で行う学術研究・教育・社会貢献等の活動において、学内 LAN を有効活用することは不可欠となっている。一方、コンピュータウィルスや不正アクセスによる情報の改ざんや破壊、情報の漏洩などの脅威が存在することも事実である。

本学では、このような脅威から情報資産を守り、かつ著作権法および不正アクセス禁止法等の 関連する法令および規則を遵守することを前提とした上で、学内 LAN セキュリティポリシーを定め る。

2. 用語の定義

用語の定義は、平成 12 年 7 月 18 日に情報セキュリティ対策推進会議が定めた「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」にあるものと同様とする。

http://www.kantei.go.jp/jp/it/security/taisaku/guideline.html

3. 適用範囲と対象者

本セキュリティポリシーの適用を受ける範囲は、本学の管理するネットワーク、本学ネットワーク に一時的であれ接続するすべての機器(コンピュータ、記憶装置等)、および本学の情報資産を 記憶するすべての機器(コンピュータ、記憶装置、記憶媒体等)である。

本セキュリティポリシーの対象者は、本学の教職員、学部・学校および大学院の学生、研究生、研究員、共同研究者、受託業者、来学者など本学で学内 LAN を利用する者すべてとする。

4. 学内 LAN 管理体制

情報資産の統一的な情報セキュリティを確保するため、全学的な組織体制を整備する。

医科学情報ネットワーク運営委員会委員長(大学長)をセキュリティ責任者とし、医科学情報ネットワーク運営委員会委員長の判断を最終決定とする。セキュリティポリシーの策定ならびに重要事項の決定にあたっては医科学情報ネットワーク運営委員会が行うものとし、医科学情報センターが管理・運営を行う。

また、情報関連組織連絡会議により各組織との連携を図る。

5. 学内 LAN 情報の管理および分類

学内 LAN を通じて扱うすべての情報(事務情報、学術研究情報、教育情報など)は、情報の機密性、完全性及び可用性等を踏まえた情報資産の分類を行い、その重要性に応じ適正に管理する。

<JIS 規格による規定>

機密性: アクセスを許可されたものだけが情報にアクセスできることを確実にすること。

完全性:情報および処理方法が正確であること、および完全であることを保護すること。

可用性: 許可された利用者が、必要な時に、情報および関連する資産にアクセスできることを

確実にすること。

具体例を下記に示す。

- ・ 学内 LAN において電子メール受信/FTP サービスなどを利用する際には、ユーザ ID とパスワードによるユーザ認証を行う(機密性)。
- ・ 学内 LAN では、学内と学外との境界に侵入防止装置および通信監視装置を設置して学内と 学外の通信を監視している(完全性)。
- ・ 学内 LAN に登録されているユーザ情報は、いつでもユーザ本人によりユーザ情報の変更および訂正する事ができ、その情報の公開 / 非公開かの選択ができる(完全性)。
- ・ 学内 LAN に公開されているユーザ情報は、学内 LAN に接続した端末からいつでもアクセス して閲覧することができる(可用性)。
- ・ 学内 LAN を通じ Web 検索やメールの送受信などネットワーク環境がいつでも利用することができる(可用性)。

6. 学内 LAN セキュリティ対策

物理的・人的・技術的セキュリティのすべての観点から検討し、以下の対策を講じる。

1) 学内 LAN 物理的セキュリティ対策

学内LANシステム機器・記憶媒体は、不正な立ち入りや情報資産への損害および利用の妨害等から保護するため、設定された管理区域に設置するなどの対策を講ずる。

2) 学内 LAN 人的セキュリティ対策

学内 LAN セキュリティに関する権限や責任および遵守すべき事項を明確に定め、教職員や学生等に対する周知及び徹底を図るとともに、教育・啓発活動が行われるよう対策を講ずる。

3) 学内 LAN 技術的セキュリティ対策

学内 LAN を通じた情報資産を学内外からの不正アクセス等から保護するため、学内 LAN へのアクセス制御・管理に必要な対策を講ずる。

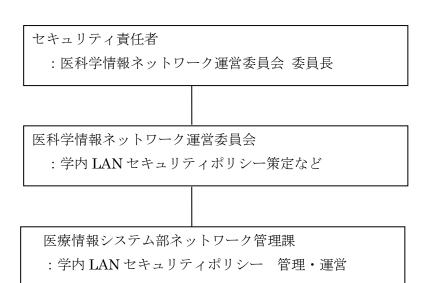
4) 学内 LAN 緊急対処

学内 LAN に緊急事態が発生した場合、迅速かつ適切な対応が可能となるような危機管理対策の整備等による対策を講ずる。

7. 評価と更新

学内 LAN を通じた情報資産を守るためには、常に最新の情報を取得し、適切な学内 LAN セキュリティ対策が実施されているかを定期的に調査・監査・評価を実施しなければならない。 改善が必要と認められた場合は、速やかに学内 LAN セキュリティポリシーの更新を行わなければならない。

組織の構成図



適応範囲: 本学の管理するネットワーク、本学ネットワークに一時的であれ接続するすべての機器、

および本学の情報資産を記憶するすべての機器である。

対象者: 教職員、学部・学校および大学院の学生、研究生、研究員、共同研究者、受託業者、

来学者など本学で学内 LAN を利用する者すべてとする。